

長岡市告示第187号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が長岡市テニス場条例（昭和63年長岡市条例第10号）第13条第1項の規定により長岡市営希望が丘テニス場の管理及び運営に関し必要な事項を定めたので、同条第2項の規定により告示します。

令和7年3月31日

長岡市長 磯田 達伸

1 供用期間及び開場時間

供用期間	通年		
開場時間	4月1日から9月30日まで	午前6時から午後9時まで	
	10月1日から 11月30日まで	平日	午前9時から午後9時まで
		日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日	午前6時から午後9時まで
	上記の期間以外の供用期間	午前9時から午後4時まで	

2 休場日

12月28日から翌年の1月4日までの日

3 供用期間及び開場時間、休場日を定める期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで